

第20回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成21年4月27日(月)午後4時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局都区制度改革担当部長、西村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第19回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 都区のあり方検討委員会幹事会の構成員について

(4) 第6回都区のあり方検討委員会について

座長から第6回都区のあり方検討委員会について、報告を行った。

<座長から資料1「第6回都区のあり方検討委員会の検討結果」の説明>

座長

第6回都区のあり方検討委員会に「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況」を報告し、検討委員会としてのとりまとめが行われ、都区協議会へ報告された。

資料1の59頁に「都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について」という資料があるが、これは平成21年度の幹事会の検討事項として、検討委員会から示された内容である。事務配分については引き続き検討を行い、その中で具体化を行うための検討体制についても検討すること、区域のあり方については引き続きの課題とはするが、将来の都制度や東京の自治のあり方についての調査研究の結果を待って、必要に応じ検討すること、税財政制度については今後の推移を踏まえて整理すること、の三点である。

次に、委員会で行われた意見交換について報告する。今後の検討について、区の委員から「事務配分についてはまだ残っているものもあるが、将来的にはかなり整理ができるのではないかと考えている。区域の問題については、都と区がかみ合わないまま来ているけれども、今回、区はどうあるべきか、都はどうあるべきか、道州制等の問題もある中で、もう少し客観的な共通認識という形での議論ができるようになるものと期待をしている。」との意見があった。また、都の委員からは「都と区の間で、長い間様々な形で検討が行われてきているが、この東京をどうするかといったバックボーンとなるような検討があって、それから財政の問題も含めて検討することになっていけばいいと常々思っている。23区あると、一致点を見出すには時間がかかると思うが、どこかで共通の認識がないと一歩も前に進まないの

で、これからも協力していただきたいと思っている。」という意見があったことを報告する。その他として、地方分権改革推進委員会の動き、北海道夕張市への職員派遣、東京富裕論などについて意見交換を行った。

以上のような議論も踏まえて、引き続き幹事会で検討してもらいたいということであった。

(5) 事務配分の検討について

の事務(145項目)の整理について

第19回幹事会で整理を行った検討対象事務リスト について、事務局で改めて整理した資料の説明の後、確認を行った。

<資料2「 の事務(145項目)の整理について(案)」の説明>

都側

資料の説明の前に、 - 1、12、21、31、71、72、133の事務名を
実態に合わせて変更し、 - 1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定
などに関する事務」、 - 12「建設業の許可などに関する事務」、 - 21「不
動産特定共同事業の許可などに関する事務」、 - 31「廃棄物再生事業者の登録
に関する事務」、 - 71「条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事
務(理容師法)」、 - 72「条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する
事務(美容師法)」、 - 133「公益法人の認定などに関する事務」としたので
確認いただきたい。

それでは本題に入るが、第19回の幹事会において、 の事務のうち111項目
を検討対象外あるいは実質的な検討を省略する事務として整理することについて都
区双方から提案があったが、都と区の資料が別々であった。今回、改めて都区双方
の考え方を確認し、都区共通整理として資料を提出するに至ったので確認いただ
きたい。

<資料2をもとに確認>

座長

意見等があれば伺いたい。

[「なし」との発言あり]

座長

説明のとおり、整理することとする。

の事務のうち未検討の事務(34項目)の整理について

の事務のうちの未検討の事務(34項目)について資料説明の後、検討を行
った。

<資料3「【 の事務】未検討の事務(34項目)の整理について(案)」の説明>

都側

の事務のうちの未検討の事務(34項目)について、事務局で整理したので検
討いただきたい。

資料の1頁の - 115「学校の設置の届出受理などに関する事務」については
検討対象外とする事務、また - 11「建築審査会の設置などに関する事務」、
- 58「受給資格及び手当の額の認定などに関する事務」、 - 89「組織変更の
届出の受理などに関する事務」、 - 135「旅券の作成などに関する事務」につ
いては実質的な検討を省略する事務、として整理するものである。

次に、資料の2頁から5頁の平成21年4月検討分の23項目の事務のうち、1
番の - 12「建設業の許可などに関する事務」、3番の - 17「高齢者円滑入
居賃貸住宅の登録などに関する事務」、7番の - 32「解体工事業者の登録な
どに関する事務」、14番の - 111「障害者雇用支援センターの指定などに関
する事務」、15番の - 125「重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関

る事務」、22番の - 133「公益法人の認定などに関する事務」の6項目の事務の一部については検討対象外あるいは実質的な検討を省略する事務、として整理するものである。

資料の6頁の平成21年6月検討予定分の6項目の事務のうち、3番の - 70「クリーニング師免許試験の実施などに関する事務」、4番の - 71「条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務（理容師法）」、5番の - 72「条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務（美容師法）」、6番の - 82「地方薬事審議会の設置などに関する事務」の4項目の事務の一部については実質的な検討を省略する事務として、整理するものである。

<資料3をもとに検討>

座長

資料説明を踏まえ、質疑を行いたい。

[「異議なし」との発言あり]

座長

説明のとおり、検討対象外とするもの及び検討を省略するものについて都区双方で確認し、残りの事務について幹事会で検討することとする。

具体的な事務配分の検討について

具体的な事務配分について、検討を行った。

<都側から資料4「検討対象事務総括表（平成21年4月幹事会分）、資料5「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明>

都側

今回の検討対象事務の23項目は、いずれも政令市では実施している例のない府県事務で、すべて都に残すという評価をしている。

1番の - 12「建設業の許可などに関する事務」は、建設業の許可及び建設業者に対する必要な指示などに関する事務である。建設業者は、広域的に営業、建設行為を行うことが多く、問題が発生した場合には広域的な対応が必要となることから、都に残すという評価をしている。

2番の - 16「土砂災害警戒区域の指定などに関する事務」は、基礎調査の実施及びその結果を踏まえた土砂災害警戒区域の指定などに関する事務である。基礎調査結果は、砂防関連事業のため、特殊性が高く、砂防関連業務の知識と経験を有する職員の確保が不可欠であり、区においてこれらの職員を確保することはなかなか難しいということから、都に残すという評価をしている。

3番の - 17「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」は、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び指定登録機関の指定、公示などに関する事務である。入居希望者は、お年寄りの場合はどちらかということも地元優先ということも強いと思うが、住居を探すということは広域に探すことも予想されるし、また、何よりも各区に移管した場合は、各区が登録機関の指定を行うとともに、各区に指定された登録機関は国の財団との連絡調整を行うということになり、事務が重複、ふくそうし、非効率な事務執行となるなどのことから、都に残すという評価をしている。

4番の - 20「不動産鑑定業者の登録などに関する事務」は、不動産鑑定業者の登録及び業者に対する監督処分などに関する事務である。業者が鑑定業を行う区域には制限がなく、問題が発生した場合には広域的な対応が必要となること、また事務処理件数が少なく、区に移管した場合には非効率になることなどが考えられることから、都に残すという評価をしている。

5番の - 21「不動産特定共同事業の許可などに関する事務」は、不動産特定共同事業の許可及び事業者に対する必要な指示などに関する事務である。不動産特定共同事業を行うためには、宅地建物取引業の免許を受けていることが必要であり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が一体的にこの事務を行った方が効果的で

あるということから、都に残すという評価をしている。

6番の - 3 1「廃棄物再生事業者の登録に関する事務」は、廃棄物再生事業者の登録に関する事務である。再生事業者は広域的に事業を営んでおり、その登録は広域的な立場から行うべきものであること、また登録事業者の6割が産業廃棄物処理業の許可を有しており、登録申請や処理施設の立入指導等を一体的に行うことが合理的であることなどから、都に残すという評価をしている。

7番の - 3 2「解体工事業者の登録などに関する事務」は、解体工事業者の登録及び業者に対する報告徴収、立入検査などに関する事務である。2つ以上の都道府県の登録を受けている業者があるなど、広域的な対応が必要であること、また処理実績が少ない区が多く、移管により事務が非効率となることなどから、都に残すという評価をしている。

8番の - 3 4「第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務」は、第一種フロン類回収業者の登録及び業者に対する立入検査などに関する事務である。特別区の区域では、多数の事業者を有し、広域的に事業を営む業者が多くなっており、広域的な対応が必要であること、また区に移管することにより業者が複数の区に登録等の手続を行わなければならないことなどから、都に残すという評価をしている。

9番の - 4 4「電気工事業者の登録などに関する事務」は、電気工事業者の登録及び業者に対する報告徴収、立入検査などに関する事務である。業者が取引を持つ消費者は広範な地域に及ぶため、事故等が発生した場合には広域的な対応が必要となること、また情報等が一元的に管理することにより、営業所ごとに設置する主任電気工事士の二重登録等が防止できることなどから、都に残すという評価をしている。

10番の - 9 5「貸金業の登録などに関する事務」は、貸金業の登録及び業者に対する報告徴収、立入検査などに関する事務である。貸金業者は、営業地域が限定されず、全国的に営業活動を展開しており、遠隔地の資金需要者等からの苦情や相談に対応する必要があることなどから、都に残すという評価をしている。

11番の - 9 6「旅行業の登録などに関する事務」は、旅行業及び旅行業者代理業の登録及び業者に対する業務改善命令などに関する事務である。旅行業者は、広域的に事業を行うことから、旅行者の利益を保護するためには広域的な立場で業務を監視する必要があること、また移管により特別区間の連絡調整事務や事務量の分散によるスケールメリットがきかなくなるなどのデメリットが発生することなどから、都に残すという評価をしている。

12番の - 9 7「通訳案内士の登録などに関する事務」は、通訳案内士の登録及び懲戒処分などに関する事務である。通訳案内士は、広域的に業務を行うことから、広域的な管理が必要で、その方が効果的であること、また事務処理件数が少なく、都が行った方が効率的であることなどから、都に残すという評価をしている。

13番の - 9 8「国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務」は、国際観光ホテルとして登録されたホテルに対する立入検査などに関する事務である。国際観光ホテルの登録は、訪日外国人に対する快適な宿泊施設の提供を目的とするものであり、観光庁長官の登録を受けた日本観光協会が一元的に行っていることから、広域性を有する事務であること、また登録数は区部合計で83と少ないということ、登録のない区が相当数存在するなど一部の区に偏在しており、区に移管することは非効率と考えられることから、都に残すという評価をしている。

14番の - 1 1 1「障害者雇用支援センターの指定などに関する事務」は、障害者就業・生活支援センターの指定及びセンターに対する監督命令などに関する事務である。都においては、20年度末までに全区市に区市町村障害者就労支援センターを設置することとしており、障害者就業・生活支援センターは区市町村に設置するセンターのコーディネート機能を担うことが期待されており、特別区の区域を越えた広域的な対応が必要となることなどから、都に残すという評価をしている。

15番の - 125「重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務」は、重要文化財の管理又は修理に関する指揮監督などに関する事務である。重要文化財の現状変更許可については、第15回幹事会において、区へ移管する方向で整理したところであるが、これは建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地、その他の物件に関するものなど簡易なもので、今回の検討対象事務とは要求される専門性の高さや領域が大きく異なるものであり、こうしたことから、都に残すという評価をしている。

16番の - 126「銃砲刀剣類の登録などに関する事務」は、古式銃砲や刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認などに関する事務である。都教育委員会では、約30万本の刀剣類を一元的に管理し、他県の教育委員会や警察などの照会に対応している。このように広域的な対応が求められることなどから、都に残すという評価をしている。

17番の - 127「割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務」は、経済産業省の許可を受けた割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告の徴収及び立入検査などに関する事務である。業者の営業範囲や施設は特別区の区域を越えて広範囲に及び、都が広域的な立場から処理することが必要であることなどから、都に残すという評価をしている。

18番の - 128「訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務」は、訪問販売や通信販売等を行う事業者に対する資料の提出要求、指示、業務の停止命令などに関する事務である。事業者の勧誘範囲が1つの特別区内にとどまる事例は少なく、行政処分の範囲は広域にわたることなどから、都に残すという評価をしている。

19番の - 129「消費生活共同組合の設立認可などに関する事務」は、消費生活協同組合の設立認可及び組合の業務、又は会計の状況の検査などに関する事務である。1つの特別区の区域を活動範囲とする組合の設立認可は、かつては事務処理特例により特別区の事務とされていたが、活動範囲が広域化し、1つの特別区の区域内で活動する組合は非常に少ないことなどから、平成16年度以降は都が直接執行している。こうしたことから、都に残すという評価をしている。

20番の - 131「公正取引委員会への措置要求などに関する事務」は、不当な景品類、表示により顧客を誘引する違反事業者に対する必要な事項の指示及び適当な措置をとるよう公正取引委員会への措置の要求などに関する事務である。いわゆる流通網の発達に伴い、不当な景品類及び不当表示商品は、広域にわたり流通し、消費者に悪影響を及ぼす恐れもあり、広域的な対応が必要なことなどから、都に残すという評価をしている。

21番の - 132「宗教法人の認証などに関する事務」は、宗教法人の設立、規則の認証、裁判所に対する法人の解散命令の請求などに関する事務である。宗教法人は事業地域が限定されず広域的に活動することが多く、法人の状況を適切に把握し指導監督するためには、広域自治体である都が行う必要があることなどから、都に残すという評価をしている。

22番の - 133「公益法人の認定などに関する事務」は、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定及び公益法人に対する報告徴収及び立入検査などに関する事務である。公益法人は、事業地域が限定されず広域的に活動を行うことが多く、法人の状況を適切に把握し、指導監督するためには、広域自治体である都が行う必要があることから、都に残すという評価をしている。

23番の - 137「計量器の検定などに関する事務」は、特定計量器の検定及びタクシーメーターの装置検査などに関する事務である。特定計量器の定期検査は、第11回幹事会において、区へ移管する方向で整理したところである。この定期検査は、検定に合格した特定計量器に対して行うものであるのに対して、今回の検定は、計量器がそもそも基準に適合しているか否かを判定するもので、検定後に計量器が広く全国に供給され、取引や証明などに使用されることを踏まえると、要求さ

れる専門性のレベルは非常に高く、第11回幹事会で検討した事務とは大きく異なるということから、都に残すという評価をしている。

<区側から資料4「検討対象事務総括表(平成21年4月幹事会分)、資料5「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明>

区側

区の評価で、今回、資料4で「都」としているものは、基本的には広域的な対応が必要であるということから都に残すという評価をしている。その点については都の評価と一致しているため、都区の評価が異なる部分について説明する。

3番の - 17「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」は、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録などに関する事務で、地域の実情に応じて対応できるように区が担う方向で検討すべきと考えている。

6番目の - 31「廃棄物再生事業者の登録に関する事務」は、これまでの検討において、一般廃棄物、産業廃棄物を通じて、区が担う方向で考え方を示してきた。広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえて、都区間あるいは23区間の連携方策等を考慮する必要はあるが、基本的に区が担う方向で検討すべきであると考えている。

13番の - 98「国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務」は、国際観光ホテルがサービス基準に適合していない場合の是正指示などを行う事務で、地域の実情に応じて対応できるように区が担う方向で検討すべきであると考えている。

15番の - 125「重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務」は、国との連携、あるいは高度な専門性に留意する必要があるが、これまで検討した文化財保護法関係の事務については、区に移管する方向で都区の認識は一致しているため、ケースによって都と区が分担する方向で検討すべきではないかと考えている。

23番の - 137「計量器の検定などに関する事務」は、タクシメーターのように固定施設で専門的に検定を行う必要があるものもあり、引き続き都が広域的に対応する必要があるものはあると思うが、これまでの検討の中で、検査については区に移管する方向で都区の認識が一致しているため、計量器の種類によって都と区で分担する方向で検討すべきではないかと考えている。

<資料4、資料5をもとに検討>

座長

説明について質疑を行いたい。

区側

3番の「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」について、事情があって一般的なアパートに入れない方のために高齢者の住居を確保するということが、高齢者は、他にもいろいろな生活相談など、入居後もいろいろな福祉施策に関わることがあり、単に賃貸住宅をあっせんすれば済むというケースは非常に少ない。これは、他の高齢者施策との一体的な対応が個々具体的なケースで求められ、区が実態に合った形で対応した方がよりきめ細かな施策が展開できると思うので、区が担うべきと考えている。

区側

この事務は、東京都が直接実施しているのではなく、東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しているとのことであるが、東京都防災・建築まちづくりセンターは、具体的にはどんなことを行っているのか。

都側

東京都防災・建築まちづくりセンターは、防災関係から建築まちづくりまでいろいろな仕事をやっている。その中で、指定登録機関としてこの仕事もやっている。かなり複合的にいろいろな仕事をやっている財団である。

区側

高齢者と東京都防災・建築まちづくりセンターはどのような関係があるのか。

都側

高齢者をめぐるいろいろな施策があり、住宅政策もその一環と考えられる。当然、福祉的側面が強いシルバーピアであるとか、ケア付き住宅であるとか、いろいろなものがあり、そうした一体の中で考えていく必要があると思う。

ただ、法律に基づくこの事務は、高齢者世帯が一般の賃貸住宅に入ろうとする際に、拒むとか、制限するということがないように指定登録機関で指定し、これによって、例えば、家賃が取れないような場合には補償をするという事務であり、住宅政策的な面が強いものである。

住宅政策部門と高齢者政策部門が連携しなければならないし、縦割りではなく事業を展開することは必要である。そういった視点は当然あるが、この事務は、一般の民間賃貸住宅があって、一つの指定登録機関で指定を受ければ一つのお墨付きが付くというものなので住宅政策としてやるということである。ただし、全体を通じた連携は必要と考えている。

実際、この事務を区がやるということは、指定機関自体を各区が持つということになるし、全体の効率性の点からもどうかとも思う。ただ、広域性だけでなく、効率性を考えたときに都がやった方がいいという話である。当然、住宅部門と福祉部門の連携は意識しなくてはならないし、必要だと思っている。

区側

資料5の10頁に、財団法人高齢者住宅財団と連携、調整を行うとあるが、どのような連携、調整を行っているのか。

都側

難しい連絡調整はしていないと思う。この事務の専門性が高いから区にできないとも言えないと思う。ただ、1カ所で財団法人高齢者住宅財団と連絡調整を行った方が、各区で行うよりは効率的と考えている。

区側

それは、むしろ財団法人高齢者住宅財団の事務効率の問題ではないか。

都側

それもあがるが、23区で行う場合、都で行う場合といろいろ考えたとき、全体の効率を踏まえると都が行った方がよいということである。

区側

確かに、住宅政策としてスタートしている。民間事業者がケア付きの賃貸住宅として確保して、介護保険サービスが適用される高齢者が入居し、その住宅に介護事業者が事務所を設け、介護サービスを提供することにより介護報酬を受けている。

介護保険の事業者とは、すべてではないが、区がかなり深く関わっており、そうした意味でも、区が担うという視点から整理すべきである。

座長

都側からは、広域的対応の観点と効率性の観点から都に残した方がいいのではないか、区側からは、福祉的な観点から区が担うべきではないか、という考え方が示されたので、この事務については改めて整理することとしたい。

他に何か意見があればお願いしたい。

都側

区が言うような実態を踏まえれば、法律の改正なども含めて考えていく必要があるのではないかと考えている。

区側

13番の国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務について、国際観光ホテルは地域的に偏在が大きいですが、所在区は多くの外国人旅行者が常に一定の数滞在中という地域ということになる。区が地域の実情を反映しながら行うのはいかがかという都の考え方であるが、むしろ国際観光ホテルが集積していることによって、外国人旅行者が常に多く滞在中であり、そのために、例えば、まちづくりの中で、イ

ンフォメーションや安全の確保とか、もっと広く言えば、区全体の観光施策や商店街振興、防災など、区の施策を考える上で一つ大きな要素になるもので、そのような観点からも、区が行う方がより望ましいのではないかと考えている。

関連して言うと、著名な外資系ホテルは、国際観光ホテルの登録をしていないものもある。登録されているホテルだけでなく、登録されていないが実質的に同等の、あるいはそれ以上のホテルも多数ある。これらのホテルも含めて、保健所が旅館業法、あるいは食品衛生、環境衛生、そういう方面からの指導を行っている。これらの宿泊施設とは、いろいろ地域振興のための話し合いをしている関係もあるので、地域の実態に合うような形で区が行うのが望ましいのではないかと考えている。

都側

今、言われたような区にとってはそうなんだろうと思うが、ただ、国際観光ホテルが所在しない区もある。その辺のことをどう考えるかということもあるし、今、言われたことはかなりそのとおりなところもあるから、この法律がどうなっていくか、23区で行うことをどう考えていくかということもあるかと思う。一概に、専門性がないからできないということではなく、偏在性などで都が行う方がよいということであり、その辺をどう考えるかだと思っている。

区側

登録は、法律で義務付けられていないのか。

区側

登録すればメリットがあるということだと思う。

都側

世界的に評価の高いホテルは、日本の法律に基づいて登録する必要性がないということかもしれない。

区側

3番の「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」についての補足だが、事実上、特別養護老人ホームとして運営しているケア付き賃貸住宅が出現している。介護が必要な方だけに入居していただき、その住宅に介護保険事業者が事務所を設けて介護サービスを提供して介護報酬を受けるという実態がある。

こうした実態から、都が言ったように法改正の必要もあるかもしれないが、区と介護保険事業者との関わりは非常に深いということを改めて申し上げておく。

区側

6番の - 31「廃棄物再生事業者の登録に関する事務」は、都区の意見が一致していないが、清掃事業との関連はないか。

区側

産業廃棄物の許可をどちらでやるかということに大きく関わってくるので、第15回幹事会で - 89「基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務」を検討したときに、区は、一般廃棄物と一緒に産業廃棄物もやると主張し、都は、産業廃棄物は都がやるべきと主張し、意見が分かれているので、これがベースにあって今回も都区の意見が一致していないと思っている。

区側

第15回幹事会では引き続き検討になっており、それに合わせているという趣旨か。

都側

役割分担の話から外れるが、一般廃棄物については、12年度改革の後も東京二十三区清掃協議会が一括で許可を行っていたが、平成18年から各区が許可を行うようになり、提出書類が増えて大変だという声もかなりあるそうだ。

都側

区側の意見や考え方を聞いて、本来の法律の趣旨、その事務移管の話と、時代の変化の流れの中で、検討対象となっている事務に関連する周辺部分の仕事の関係の捉え方に差があるのではないかと考えている。

表現が適切かどうかは別だが、個々の区の力量、経験などにどうしても差がある。そういったときに画一的に区の仕事としていいのか、悪いのか、そういった差を無視して区の仕事としていいのか。もちろん、様々な経験やスタッフの能力がある区もあるだろうが、この場に参加していない区の実情などを踏まえると、画一的な判断ができるのかということもある。そういったことを強く感じた。

区側

3番の「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」については、ぜひ区に移管する方向で考えていただきたい。

今、区にはいろいろな実情があって、事務を受けるだけの力量や積極性の問題など、差があるのではないかと言われた。もちろん、そういう差があって、まだら模様な部分があると思うが、少なくともこの幹事会で議論することについては、区長会の総意でまとめているので、この場で各区の話を持ち出すのはいかなものかと思う。

都側

もう一つ理由を挙げたが、法の趣旨や理屈の部分もあるのではないかとということである。都は事務の根拠に力点を置いて論じているが、区は時代の変遷等でその周辺部分の仕事を含めて判断している。今、区が言われたようにまだら模様が一色になっていることは分かるが、事務の根拠たる法律の理解という部分があるのではないかとということだ。

座長

ほかに意見がなければ、事務の配分について整理したい。

都と区の見解、評価が一致しなかった3番の - 17「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」、6番の - 31「廃棄物再生事業者の登録に関する事務」、13番の - 98「国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務」については、移管の是非を引き続き検討する事務として整理する。

次に、15番の - 125「重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務」、23番の - 137「計量器の検定などに関する事務」については、都に残す方向で検討する事務として都区の評価は一致しているが、その範囲または内容について、都区の考え方が一致していない。そこで、これらの事務については、とりあえず移管の是非を引き続き検討する事務として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとする。

それ以外の都と区の評価が、「都」ということで一致した事務については、都に残す方向で検討する事務として整理する。

(6) 分権改革関連の動きについて

都側から分権改革関連の動きについての資料説明があった。

< 都側から都側資料1「大都市制度構想提言『日本を牽引する大都市』について（平成21年2月 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会）」、都側資料2「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について（平成21年4月16日 日本・東京商工会議所）」の説明 >

都側

初めに、都側資料1「大都市制度構想提言『日本を牽引する大都市』」、都市州構想についてである。これは、平成21年2月、横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会、通称ビッグ3研究会と称しているようだが、学識経験者による半年の検討期間を経て提言されたものである。資料の22頁にメンバー表があるが、座長が伊藤滋・早稲田大学教授である。

内容としては、将来の道州制導入を前提に一般道州から独立した市と州の機能を併せ持つ都市州制度を創設して、横浜・大阪・名古屋3市に適用すべきというもので、イメージとしては、諸外国で首都のほかに広域自治体から独立した大都市制度が創設されて都市経営を行っている、ドイツの都市州のような、プレーメンとかハ

ンブルグとか、あるいはイギリスのマンチェスターだとか、あとは広域市と言われる韓国の釜山などの例に倣っていると思われる。

現行制度において府県に権限が留保されていることによる二重行政、二重監督の弊害、画一的な税収による大都市特有の財政需要への対応不足、府県の画一的施策のもとで生かし切れない大都市の集積のポテンシャルなどの課題を解決するというものである。

都市州は、広域自治体と基礎的自治体の性格を併せ持つという位置付けだが、交通、エネルギー、食料、防災、治安、産業など、幅広い政策を担い、大都市特有の都市課題に迅速に対応できるものとする。この中で、恐らく現在の市域だと思いが、単一市での都市州のほか、都市圏として、区域の見直しによる周辺自治体を含めた大都市州圏も検討課題であると述べている。よく分からないが、横浜市であれば、横浜市周辺の区域を再編してそれを大都市州圏とする、そんなような発想かと思っている。

一方、都市州にしたときに内部の自治構造をどうするかという問題も必ず発生してくるので、住民のガバナンス強化の観点から、例えば、特別区制度に近い公選の区民代表機関を各区に設置することなどが想定されており、区議会を設置することは想定していないようだが、区の首長ぐらいを公選の代表にするというものである。

この都市州を設置したときの経済効果は、資料の26頁にあるとおり、より効率的、効果的な施策を集中すると、そうしなかったときと比べてGDPで約7.8兆円の増という試算を行っている。

最後の27頁では、府県と横浜・大阪・名古屋3市の重複事務経費、単純に議会費とか総務費を引いているようだが、横浜・大阪・名古屋3市合計で年間1,200億円以上の削減効果があるとの試算を行っている。

次に、都側資料2は、日本商工会議所と東京商工会議所が、平成21年4月16日、「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について」を発表したものである。東京商工会議所としては、平成20年9月に発表した「道州制と大都市制度のあり方～東京23区部を一体とする新たな「東京市へ」～」に続くものである。

内容としては、地方分権改革を進め、地域の実情に合った効率的で効果的な地域の運営を選択できる環境整備が必要であり、広域的課題に効率的、効果的に対応していくためにも、道州制の導入が有効であるとの基本的考え方に基づき、具体的な道州制における国と地方及び基礎的自治体と道州の関係や、道州制における財源確保のあり方など、財政調整などについて述べている。

資料の13頁に「基礎自治体の適正規模の主な選考研究事例」がある。幹事会でもいろいろ議論があり、学者などの研究などによれば適正規模は、10万から30万人程度の規模と言われている。基礎的自治体の規模や行政サービスの内容は、基本的に住民の選択により決められるべきであるとしながら、フルセットの行政サービスを行うためには、少なくともそれにふさわしい行財政基盤の強化が課題で、その規模が10万から30万程度だろうと記述されている。

また、資料の14頁に東京自治制度懇談会の提出資料「首都圏の広域的課題」があるが、道州の区割りについては、人口規模や財政力のみで決定せず、広域的な課題への対応能力については歴史的、経済的な結び付きなどを考慮し、住民参加による議論も十分に行い、住民の意思を尊重すべきとしている。

東京商工会議所は、先に「道州制と大都市制度のあり方～東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ～」を発表したが、今回は、東京を含む首都圏の取り扱いについては、国による直轄案など様々な議論はあるが、広域的課題に対応する観点から周辺圏を含んだ地域で検討されることも必要としている。また、23区の取り扱いについては、資料の17頁に都が幹事会に提出した「諸外国の大都市制度」を引用して、諸外国の大都市の地方自治制度を参考に、最適なあり方を検討していくことが望ましいと述べている。

財源確保のあり方、財政調整などについても記述しており、最後に、道州制導入

までの地方分権改革の当面の取り組みについてという中で、東京をはじめとする大都市はアジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められていることから、他の基礎的自治体とは異なり、これまで以上に権限を持つ新たな大都市制度の検討の必要性について言及をしているが、今回は、道州制に基づく23区に関する記述はなく、諸外国の制度なども参考に考えていくべきとしている。

(7) その他

都側から都と区の制度的変遷に関する調査研究を行ったので、幹事会で紹介したい旨の申出があった。

都側

このあり方検討委員会については、従来の枠組みの中で検討を行っていくという認識をお互いがしていると思っているが、平成21年2月の第6回検討委員会の下命事項として、区域のあり方については引き続きの課題とするが、学識経験者を交えた研究会を設け、その結果を待って、実質的な中身の議論を行うと整理されたところである。

一方、この研究会の取りまとめの結果を踏まえ再び議論することが予定されており、それまでの間も、これまでの制度的変遷や経過等について一定の見識を深め、今後の議論に資するよう都としては引き続き資料の提供は行っていきたいと思っている。その一つの材料として、都と区の制度的変遷に関する調査研究を行ったので、その内容について次回以降、紹介させていただきたいのでよろしくお願ひしたい。

座長

20年度の幹事会の取りまとめの段階で、どういう形で決着を付けるかということとを協議した結果、平成21年度における幹事会の検討事項の下命にあるとおり、区域のあり方については引き続きの課題とするが、別途、調査研究の場を設ける。その結果を待って必要に応じ協議するとなっている。このスタンスは基本的には守っていききたい。

したがって、説明のあった内容が、区域の再編、あり方に言及していくということになると、区としては、仕切りをした関係で難しい話になる。しかし、あくまでも、これまでの都区制度の変遷を勉強した成果を披瀝するというのであれば、これはそれ以上のものではないので、勉強の成果を聞くことについてはやぶさかではないと思っているので、そのところだけは守っていただきたい。

都側

今後、話が違ふと言われると困るので、今の区域だとか、将来云々というのは別だが、過去の都と区の制度的変遷においては、15区から35区になったり、22区になったりすることはあるので、そういった意味での区域という話は、歴史の話をする中であるかもしれないので申し上げておく。

座長

過去の経緯は経緯として認識しているので、将来に向けて踏み込まないという前提で勉強の成果を披瀝するのであれば、聞かないということではない。それだけは申し上げておく。

都側

よろしくお願ひしたい。

都側

平成21年2月2日の検討委員会でまとめた内容に尽きっていると思っているが、都としては、区域の再編を課題と認識しているし、事務の移管とも連動していると思っている。

ただ、今後の幹事会の進め方については、座長が言われたような形で進めていければと思っているので、よろしくお願ひしたい。

座長

別のステージといっても、そのステージをどう作るのか、そのステージでどんな

ことを調査研究するのかというのは非常に難しいところもある。なるべく早く別のステージができて、具体的な調査研究が行われるようお願いしたい。

都側

研究会が立ち上がる前等に、研究会がどのようになるか、この幹事会の場でご紹介できればと思う。また、研究会が始まれば、そこでどういう議論がされているかというのは当然紹介していくことになるだろうと思っている。

また、都の役割分担なり守備範囲の議論は、今後の任意共管事務の議論ともお互いフィードバックしていくこともあろうかと思う。この任意共管事務を今までの切り口とか視点で検討していった方がいいのかというのは悩ましいところもある。

場合によっては、幹事会の場に諮るようなこともあるかもしれないし、切り口を変えるのであれば、当然検討委員会に諮るといった話にもなってこようかと思う。

座長

これまでの事務配分については、仕切りがしやすいところもあったが、任意共管事務については、できればあまりお金のことを考えないで、純粹に論理的にどうなんだと言ってやると、割とうまく仕切れるのかなと思う。

予定の時間になったので、今日は以上で閉会とする。